明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府三）　一
〔復興庁令〕
○福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する庁令（復興庁一）　三
〔省　令〕
○国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令及び後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働八）　五
〔告　示〕
○外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件の一部を改正する件（文部科学一〇）　六
○高等学校に対応する外国の学校の課程のうち当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものを指定する件の一部を改正する件（同一一）　七
○大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件の一部を改正する件（同一二）　八
○高等学校に文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準ずる者を定める件の一部を改正する件（同一三）　九
○厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件（厚生労働二二）　九
○特定農林水産物等の名称の保護に関する法律第三条第二項の規定に基づき農林水産物等の区分等を定める件の全部を改正する件（農林水産一九一）　九
○福岡空港の施設について告示した事項に変更があった件（国土交通一一三）　九
○公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格の登録に関する件（同一一四）　九
○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（同一一五）　一〇〇
○海上交通安全法第二十五条第二項の規定に基づく経路の指定に関する告示の一部を改正する告示（海上保安庁七）　一〇三
○上信越高原国立公園の公園計画を変更する件（環境一七）　一〇五
○上信越高原国立公園の特別地域の区域を変更する件（同一八）　一〇六
○上信越高原国立公園の乗入れ規制区域を指定する件（同一九）　一〇六
○上信越高原国立公園の特別保護地区の区域を変更する件（同二〇）　一〇七
○上信越高原国立公園の集団施設地区の区域を変更する件（同二一）　一〇七
○道路に関する件（東北地方整備局一六）　一〇七
○道路に関する件（北陸地方整備局九）　一〇七
○道路に関する件（中国地方整備局七～一〇）　一〇七
○道路に関する件（九州地方整備局九、一〇）　一〇八
〔資　料〕
国庫歳入歳出状況（平成三十年度平成三十年十一月分）（財務省）　一〇八
〔公　告〕
諸事項
官庁
外国監査法人等、適格機関投資家、犯罪被害財産支給手続終了決定、基本測量関係事項関係　一一二
裁判所
破産、免責、再生関係　一二五
特殊法人等
中日本高速道路株式会社工事区間変更、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記関係　一三九
地方公共団体
行旅死亡人関係　一四〇
会社その他
会社決算公告　一四一

府　令

○内閣府令第三号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五条第一項、第二十四条第一項及び第三項、第二十四条の四の七第一項及び第二項、第二十四条の五第一項並びに第二十四条の七第一項及び第二項（これらの規定を同法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十一年一月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。